

## 第二章 評価制度の概要

### 2-1 はじめに

「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」の概要及び制度の背景・目的について紹介する。

### 2-2 評価制度の背景

2004年1月28日の中央環境審議会の意見具申において、排出事業者が自らの判断により、優良な処理業者を選択することができるよう、国において処理業者の優良性の判断に係わる評価基準を設定し、この評価基準に適合する処理業者に対しては優遇措置を講じることが提言される。

環境省はこの提言を受けて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則にこの評価基準を位置づけ、評価基準に適合した処理業者に対しては、都道府県知事又は保険所設置市長の判断により、処理業の許可更新等の際に提出する申請書類の一部について省略させることができる仕組みを創設し2005年4月1日から施行した<sup>1)</sup>。

### 2-3 評価制度の目的

- 一定のレベルを満たす処理業者を社会的に明らかにすること
- 排出事業者が委託業者を選定する際の参考となる重要な情報となること
- 優良化を目指す処理業者の取組に具体的な目標を与えること
- 基本的な判断基準が各都道府県でまちまちとなり、処理業者に混乱と過重な負担をもたらす事態を避けること<sup>1)</sup>

### 2-4 評価制度の基本的性格

- ・ 基準適合の確認を求めるか否かは個々の処理業者の任意である。
- ・ 適合確認は当該処理業者が不法行為や不適正処理をその後行わないと都道府県等が保証するものではない。
- ・ 基準適合業者を選定したからといって、排出事業者の責任が完全に免除されるわけではないが、本制度に従って公開された情報を十分に比較・吟味した上で委託先を選定している場合には、排出事業者としての注意義務が果たされていることを示す一つの要素として考慮できるとされている。逆に、これらの措置を行わずに委託先の選定を行う場合には、その分、ほかの手段を講ずることにより排出事業者としての注意義務を果たすべきことが求められる<sup>2)</sup>。

## 2-5 評価基準の概要

評価基準には、

事業内容、処理施設の能力と処理実績、財務諸表、業務管理体制、従業員教育の取組等について処理業者において情報公開されていること（情報公開性）

行政処分を一定期間受けていないこと（遵法性）

環境保全への積極的な取組を行っていること（環境保全への取組）

の3つの大項目がある<sup>1)</sup>。

これらの評価基準を満たすことで、評価基準適合業者として認められる。

## 2-6 評価制度への処理業者の取り組み状況考察

現在、全国に産業廃棄物処理業者は117251社(2007年2月現在)<sup>3)</sup>ある。うち産廃情報ネット上に情報を公開している業者は1287社(2007年2月現在)<sup>2)</sup>である。このことから、評価制度に取り組んでいる業者は、単純計算で処理業者全体の約1.1%であることがわかる。以上のことから、評価制度は処理業者にとって、あまり機能していないと考える。

次の章では、評価制度に取り組んでいる業者の評価制度への取り組み状況を明らかにする。

### <参考文献>

- 1) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課：産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の解説（2005）：

< <http://www.sanpainet.or.jp/AppProgram/FinalReport.pdf> >

- 2) 産廃情報ネット：< <http://www2.sanpainet.or.jp> >

- 3) 環境省・産業廃棄物業者情報検索システム：

< <http://www.env.go.jp/recycle/waste/sanpai/statistics.php> >